

下 原 自 治 会 会 則

(名称及び事務所の所在地)	
第1条	本会は、下原自治会と称し、事務所を下原自治会館(南町4-34)に置く。
(区域)	
第2条	会の区域は、宇都宮市南町、富士見町及び雀宮の一部の区域とする。
(会員)	
第3条	本会は、下原自治会区域内に住所を有する者をもって組織する。 2. 会に加入しようとする者は、会長に届け出るものとする。 3. 会長は、正当な理由がない限り、その区域に住所を有する者の加入を拒んではならない。
第2章 目的及び事業	
(目的)	
第4条	本会は、区域内の住民相互の連絡、環境整備、自治会館の維持管理、地域の防犯等、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を通じ、住民相互の親睦を図るとともに、明るく住みよい地域づくりに資することを目的とする。
(事業)	
第5条	本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) 会員相互の親睦に関すること。 (2) 市政に協力し、地域内住民の社会福祉及び社会教育に関すること。 (3) 地域内住民の保険・体育・道路整備・交通安全・防犯防火並びに文化的生活向上に関し必要なこと。 (4) 会以外の各種団体との連絡調整に関すること。 (5) 所有する資産又は借用した資産の管理運営に関すること。 (6) その他前条の目的達成に必要と認められた事業。
第3章 役員	
(役員)	
第6条	本会は、次の役員を置く。 会 長 1名 副 会 長 5名 (内3名は婦人部長、子ども育成会会長及び和幸クラブの会長) 会 計 1名 会計補佐 1名 部 長 若干名(副部長を含む) 理 事 班長を以って当てる(リサイクル推進員を兼務する) 監 事 2名 顧 問 若干名
(選出の方法)	
第7条	本会の役員は、会員の中から総会において選出し、任期は1年とする。 但し、理事(班長)は、各班の会員の中から選出する。
(役員の職務)	
第8条	本会の役員は次の任務を担当する。 会長は、本会を代表し、会務を統括し役員会の議案を採決する。 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。 会計は、会の会計事務を処理し、会計書類等を管理する。 理事は、理事会に出席し事業の計画実施その他必要な事項を協議し、会務に協力する。 監事は、本会の会計監査を行い、総会に報告する。 顧問は、会長の諮問に応じ役員会において、進言助言をする。
(任期)	
第9条	役員は任期は1年とする。但し、再任を妨げない。 2. 補欠により就任した役員は、前任者の残任期間とする。
第4章 会議	
(会議および招集)	
第10条	本会の会議は、総会・役員会及び理事会とする。 2. 総会は、年1回開催するほか、会長が必要と認められた時、または会員の3分の1以上の要求があった時、会長がこれを招集する。 3. 役員会は、必要に応じ随時会長が関係役員を招集する。 4. 理事会は、必要に応じ随時会長がこれを招集する。 5. 全ての会議は、3分の2以上(委任状を含む)の出席をもって成立し、議決は出席会員の過半数の賛成をもって成立する。
(会議の議決)	
第11条	総会では、次の事項を議決する。 なお、総会における議決権者は、会費納入者またはその代理人とする。 (1) 事業報告及び決算の承認 (2) 事業計画及び予算の承認 (3) 会則の改正 (4) 役員を選出 (5) 所有する資産の処分及び取得等 2. 理事会は、次の事項を議決する。 (1) 総会に付議すべき事項に関すること。 (2) 総会の議決した事項の執行に関すること。
第5章 会計	
(会計年度)	
第12条	本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日までとする。
(収入)	
第13条	本会の収入は、会費、寄付金、助成金をもって充てる。
(会費)	
第14条	会費は、1世帯1ヶ月7,000円とする。 なお、会計年度途中に加入・脱退したときには、月600円の月割りで徴収・返却する。 2. 独居または二人暮らしの世帯で、本人及び双方が新年度の始まる前日の3月31日において満80歳以上となり、且つ下原自治会に10年以上入会し会費を納入した会員は、85歳到達の年度まで会費を3000円とする。 3. 前項2の会員は、85歳到達の翌年より自治会費を免除するが、会員資格を有する。
(支出)	
第15条	支出は、総会で議決された予算に基づき、これを行う。
(資産等)	
第16条	本会の資産は、別に定める資産目録による。 2. 会長は、資産を善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。
(会計及び資産帳簿の整備)	
第17条	本会の収入・支出及び資産を明らかにするために、会計及び資産に関する帳簿を整備する。
第6章 監事	
(監査及び報告)	
第18条	監事は、会計年度終了後監査を行い、総会に報告する。

第7章 脱退	
(脱退)	
第19条	会員の脱退は、次の場合による。 (1) 会の区域内に住所を有しなくなったとき。 (2) 本人が会長に申し出たとき。
第8章 補足	
(本会則に定めのない事項)	
第20条	本会則に定めのない事項については、総会又は理事会に諮り、決定する。

慶 弔 規 定

1.	会員が死亡の場合は、香料5,000円也を贈呈する。 但し、特に自治会のために功労のあった人には、役員が相談して弔意を表す。
2.	慶事については、会長・副会長が相談して決める。

◎改定記録

この会則及び附則は、昭和56年4月1日から施行
平成5年5月23日開催の総会において一部改正
平成13年4月15日開催の総会において一部改正
平成18年4月23日開催の総会において一部変更
平成20年4月20日開催の総会において一部変更
平成22年4月25日開催の総会において一部変更
平成24年4月22日開催の総会において一部改定
平成25年4月21日開催の総会において一部改定
平成29年4月16日開催の総会において一部改定
平成31年(2019年)4月14日開催の総会において一部(会費)改定
令和5年4月16日開催の総会において一部(会費)改定

下原自治会会則

1) 改定の主旨

- (1) 下原自治会が、法人格を取得するため会則を変更する。
目的は、自治会名義による不動産取得を可能にするにあります。
- (2) 現行会則のあいまいな点を明確にする。

2) 改定内容(左:改定前、右:改定会則)

下原自治会会則

改定前の会則	改定された会則
第1条 本会は、下原自治会と称し、事務所を会長宅に置く。	(名称及び事務所の所在地) 第1条 本会は、下原自治会と称し、事務所を <u>下原自治会館(南町4-34)</u> に置く。
第2条 本会は、下原自治会区域内に <u>居住する世帯主</u> をもって組織する。	(区域) 第2条 <u>会の区域は、宇都宮市南町、富士見町及び雀宮の一部の区域とする。</u> (会員) 第3条 本会は、下原自治会区域内に <u>住所を有する者</u> をもって組織する。 2. <u>会に加入しようとする者は、会長に届け出るものとする。</u> 3. <u>会長は、正当な理由がない限り、その区域に住所を有する者の加入を拒んではならない。</u>
第3条 本会は、 <u>会員相互の親睦を図り、地域住民の福利厚生の増進を図ることを目的とする。</u>	(目的) 第4条 本会は、 <u>区域内の住民相互の連絡、環境整備、自治会館の維持管理、地域の防犯等、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を通じ、住民相互の親睦を図るとともに、明るく住みよい地域づくりに資することを目的とする。</u>
第4条 本会は、 <u>第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。</u> 1. 市政に協力し、地域内住民の社会福祉及び社会教育に関する <u>事業</u> 。 2. 地域内住民の保険・体育・道路整備・交通安全・防犯防火並びに文化的生活向上に関し必要な <u>事業</u> 。 3. その他必要と認められた <u>事業</u> 。	(事業) 第5条 本会は、 <u>前条の目的を達成するため、次の事業を行う。</u> (1) <u>会員相互の親睦に関すること。</u> (2) 市政に協力し、地域内住民の社会福祉及び社会教育に関する <u>こと</u> 。 (3) 地域内住民の保険・体育・道路整備・交通安全・防犯防火並びに文化的生活向上に関し必要な <u>こと</u> 。 (4) 会以外の各種団体との連絡調整に関する <u>こと</u> 。 (5) <u>所有する資産又は借用した資産の管理運営に関すること。</u> (6) その他 <u>前条の目的達成に必要と認められた事業</u> 。 第3章 役員
第5条 本会は、次の役員を置く。 会 長 1名 副 会 長 4名 (内2名は子ども育成会の会長及び和幸クラブの会長を当てる) 会 計 1名 会計補佐 1名 部 長 若干名 理 事 班長を以て当てる 監 査 2名 顧 問 若干名	(役員) 第6条 本会は、次の役員を置く。 会 長 1名 副 会 長 4名 (内2名は子ども育成会の会長及び和幸クラブの会長を当てる) 会 計 1名 会計補佐 1名 部 長 若干名 理 事 班長を以て当てる 監 査 2名 顧 問 若干名
第6条 本会の役員は、 <u>理事を除いて総会において選出し、任期は1年とする。但し、再任を妨げない。</u>	(選出の方法) 第7条 本会の役員は、 <u>会員の中から総会において選出し、任期は1年とする。但し、理事(班長)は、各班の会員の中から選出する。</u>
第7条 本会の役員は次の任務を担当する。 1. 会長は、本会を代表し、会務を統括し役員会の議案を採決する。 2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは <u>会長を代行する</u> 。 3. 会計は、 <u>会計事務一切を掌握する</u> 。 4. 理事は、理事会に出席し事業の計画実施その他必要な事項を協議する。 5. 監査は、本会の <u>経理監査</u> を行い、総会に報告する。 6. 顧問は、会長の諮問に応じ役員会において、進言助言をする。	(役員職務) 第8条 本会の役員は次の任務を担当する。 会長は、本会を代表し、会務を統括し役員会の議案を採決する。 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは <u>その職務を代行する</u> 。 会計は、 <u>会の会計事務を処理し、会計書類等を管理する</u> 。 理事は、理事会に出席し事業の計画実施その他必要な事項を協議し、 <u>会務に協力する</u> 。 監事は、本会の <u>会計監査</u> を行い、総会に報告する。 顧問は、会長の諮問に応じ役員会において、進言助言をする。
	(任期) 第9条 役員は <u>任期は1年とする。但し、再任を妨げない。</u> 2. <u>補欠により就任した役員は、前任者の残任期間とする。</u> 第4章 会議
第8条 本会の会議は、総会及び理事会とする。 1. 総会は、年1回開催するほか、会長が必要と認められた時、または会員の3分の1以上の要求があった時、会長がこれを招集する。 2. 理事会は、必要に応じ随時会長がこれを招集する。 3. 全ての会議は、3分の2以上(委任状を含む)の出席をもって成立し、議決は出席会員の過半数の賛成をもって成立する。	(会議および招集) 第10条 本会の会議は、総会及び理事会とする。 2. 総会は、年1回開催するほか、会長が必要と認められた時、または会員の3分の1以上の要求があった時、会長がこれを招集する。 3. 理事会は、必要に応じ随時会長がこれを招集する。 4. 全ての会議は、3分の2以上(委任状を含む)の出席をもって成立し、議決は出席会員の過半数の賛成をもって成立する。
	(会議の議決) 第11条 <u>総会では、次の事項を議決する。</u> <u>なお、総会における議決権者は、会費納入者またはその代理人とする。</u> (1) <u>事業報告及び決算の承認</u> (2) <u>事業計画及び予算の承認</u> (3) <u>会則の改正</u> (4) <u>役員を選出</u> (5) <u>所有する資産の処分及び取得等</u> 2. <u>理事会は、次の事項を議決する。</u> (1) <u>総会に付議すべき事項に関すること。</u> (2) <u>総会の議決した事項の執行に関すること。</u> 第5章 会計
第9条 本会の経費は、会費、寄付金、助成金をもって充てる。 会費は、 <u>1会員1ヶ月9,000円とする。</u>	(会計年度) 第12条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日までとする。
第10条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日までとする。	(収入) 第13条 本会の <u>収入</u> は、会費、寄付金、助成金をもって充てる。
	(会費) 第14条 会費は、 <u>1世帯1ヶ月9,000円とする。</u> <u>なお、会計年度途中に加入・脱退したときには、月割りで徴収・返却する。</u>
	(支出) 第15条 支出は、総会で議決された予讃に基づき、これを行う。
	(資産等) 第16条 本会の資産は、別に定める資産目録による。 2. 会長は、資産を善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。
	(会計及び資産帳簿の整備) 第17条 本会の収入・支出及び資産を明らかにするために、会計及び資産に関する帳簿を整備する。
	第6章 監事
	(監査及び報告) 第18条 監事は、会計年度終了後監査を行い、総会に報告する。
	第7章 脱退
	(脱退) 第19条 会員の脱退は、次の場合による。 (1) 会の区域内に住所を有しなくなったとき。 (2) 本人が会長に申し出たとき。 第8章 補足
	(本会則に定めのない事項) 第20条 本会則に定めのない事項については、総会又は理事会に諮り、決定する。

慶弔規定

1. 会員及び同居の家族が、長期療養(1ヶ月以上)の場合、見舞金として5,000円を贈呈する。	1. 会員が、長期療養(1ヶ月以上)の場合、見舞金として5,000円を贈呈する。
2. 死亡の場合は、香料10,000円也と花輪1基を贈呈する。但し特に自治会のために功労のあった人には、役員が相談して弔意を表す。	2. <u>世帯主が死亡の場合は、香料10,000円也と花輪1基を贈呈する。但し特に自治会のために功労のあった人には、役員が相談して弔意を表す。</u> <u>会員が死亡の場合は、香料5,000円を贈呈する。</u>
3. 慶事については、役員が相談して決める。	3. 慶事については、役員が相談して決める。

慶弔規定

1. 会員及び同居の家族が、長期療養(1ヶ月以上)の場合、見舞金として5,000円を贈呈する。	1. 会員が、長期療養(1ヶ月以上)の場合、見舞金として5,000円を贈呈する。
2. 死亡の場合は、香料10,000円也と花輪1基を贈呈する。但し特に自治会のために功労のあった人には、役員が相談して弔意を表す。	2. <u>世帯主が死亡の場合は、香料10,000円也と花輪1基を贈呈する。但し特に自治会のために功労のあった人には、役員が相談して弔意を表す。</u> <u>会員が死亡の場合は、香料5,000円を贈呈する。</u>
3. 慶事については、役員が相談して決める。	3. 慶事については、役員が相談して決める。

この会則及び附則は、昭和56年4月1日から施行する。
平成5年5月23日開催の総会において一部改正。
平成13年4月15日開催の総会において一部改正。

この会則及び附則は、昭和56年4月1日から施行する。
平成5年5月23日開催の総会において一部改正。
平成13年4月15日開催の総会において一部改正。
平成18年4月23日開催の総会において一部変更。